

県民総合体育大会事業実施に伴う助成金等交付要項

(目的)

第1条 県民総合体育大会総則及び部門別実施要項等に基づき、3部門の実施主体(以下「団体」という。)が行う、県民総合体育大会に要する経費の一部を、予算の範囲内で、県民総合体育大会埼玉県実行委員会が助成し、もって広く県民の間にスポーツ・レクリエーションを普及、振興することを目的とする。

(対象事業等)

第2条 団体が行う対象事業は、様式1による実施計画書に定める事業とし、その対象となる経費は、当該事業実施のために必要な事業とし、県民総合体育大会埼玉県実行委員会会長(以下「会長」という。)が認める経費とする。

(実施計画書の様式等)

第3条 団体は、助成金等の交付を受けようとするときは、あらかじめ、様式1による実施計画書を、会長に提出しなければならない。

提出部数は1部とする。

第4条 助成金等の交付の決定通知は様式2のとおりとする。

(助成金等の請求)

第5条 助成金等の請求は、様式2の決定通知を受理した後、様式3の請求書により速やかに行う。

(状況報告)

第6条 団体は、会長の請求があったときは、事業の遂行状況について、書面で、報告しなければならない。

(実施報告書の様式等)

第7条 団体は、事業が完了したときは、様式4による実施報告書を、事業終了後、30日以内に、会長に提出しなければならない。提出部数は1部とする。

(書類の整備)

第8条 団体は、事業に係る経理について、5年間、その関係書類を保管しなければならない。

附 則

この要項は、昭和63年4月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成元年4月18日から改正施行する。

附 則

この要項は、平成13年4月24日から改正施行する。